

2014 年 (第 71 回) 日本訓練ジージャー競技会 規定変更について

2014 年日本訓練ジージャー競技会の嗅覚・防衛課目の規定変更を行います。
内容は下記の通りですが、特に防衛課目は大幅な変更になっておりますので、新規定の読み違いなどが無いように御注意ください。尚、日本訓練ジージャー競技会の規定は本号に掲載しております。

< 嗅覚 >

選別 …… **得点変更⇒ 15 点から 10 点に変更。**

1 回 3 点 + 3 点 + 3 点 + 1 点 (作業態度) = 10 点

追求 …… **コースは 7 屈折、8 直線で約 350 歩の不定形コースとし、若干の伸縮をする事がある。**

物品 2 個から 3 個に変更 (全て木片)。起点 1 ケ、途中 2 ケ、最終 1 ケ、とする。

第一物品最低 80 歩以上進んだ第一コースまたは第 2 コースに、第二物品は第 4 コースまたは第 5 コースに置く。第 3 物品はコース終了地点に置く。

< 防衛 > IPO 規定に準ずるが、採点基準は従来通り JSV 規定とする。

防衛 …… パトロール～並列 (側面) 護送までは IPO3 規定を採用する。

但し、禁足咆哮は約 10 秒とする。

* 追捕 (ヘルパーの逃走阻止)

・ヘルパーへの身体検査の廃止。

・ヘルパーが逃走したと同時に、指導手はテント脇から「防護を促す声符」を犬に命令する。

指導手が犬に「防護を促す声符」を忘れた場合、評価が下がります。

* 攻撃阻止～並列 (側面) 護送

「伏臥姿勢での監視」⇒廃止

「身体検査廃止」⇒廃止

「ソフト鞭の受け渡し」⇒任意とする。

物品監守 …… 廃止とする。

代替として遠距離攻撃 (IPO1 に準ずる) を採用する。ヘルパーとの距離 (30 ～ 40 歩)

< 服従 > * 変更点はありません。

[日本訓練ジージャー競技会規定・改訂]

S-PH

<全般的な規約>

- 1、全ての課目作業の際に、犬にチェーンカラーを付けていても良いが、それをつかんで誘導してはいけない。革製の首輪や、スパイク首輪を付ける事は禁止する。
- 2、犬から引き紐を外した後は、紐を肩に掛けるか、「たすき掛け」等にする。ポケットに入れる事は禁止する。

I. 嗅覚課目

追求：90点 選別：10点 合計：100点

1. 足跡追求 (90点)

- ①未知人による 7屈折約350歩の不定形足跡 とし、若干の伸縮をすることもある。

②遺留物品

起点1個、途中2個、終点1個、計4個。物品は全て印跡者の臭気が付着した木片とする。

第一物品最低80歩以上進んだ第1コースまたは第2コースに、第二物品は第4コースまたは第5コースに置く。第3物品はコース終了地点に置く。

③採点基準

追求動作：75点

物品(3個)：5点+5点+5点=15点

合計：90点

④実施要領

指導手は犬を伴い指定場所につき、審査委員のもとで犬に脚側停座を命じ、ゼッケン番号、犬名、指導手名を申告し、犬が物品を発見した際に「啞え上げる」または「指示する(ポイント)」のどちらであるか、また、追求リード(10m)を離して追求するかは選択性とし、審査委員に申告する。
啞え上げる場合は「立姿」「停座」または「指導手のもとへの持来」、物品を持来する場合には、指導手はその場に静止していなければならない。
指示(ポイント)は「伏臥」「停座」または「立姿」姿勢で行う事が出来る。(物品ごとに姿勢が変更しても可) 「啞えて伏せる」行為も「可」とする。

作業開始は印跡終了後、一定時間を定めて審査委員の指示で開始する。

首輪、又は胴輪に、追求リード(以下、リードと言う)をつけて起点に至り、遺留してある物品の臭気をとらせた後、追求作業に入る。(物品の臭気を取らさなくても良い)

リードが伸び切らないうちは、追求のやり直しは認めるが、リードが伸び切った後は、やり直しは認めない。「サガセ」の指示で犬が前進し始めても指導手は出発点に止まり10mのリードを順次、手から繰り出し、出し切る直前でリードの末端をもって、約10mに距離は維持しつつ犬に追従する。リード無しで追求作業を行う場合も約10mの距離は維持しなければならない。

犬が物品を発見したら、申告通りの方法で「啞え上げる」または「指示」を行う。

犬が「啞え上げる」または「指示」など、確実な動作を示したならば、指導手は審査委員の指示なしで、犬のもとへ行き発見した物品を高く上げて、審査委員に犬が第一物品を発見したことを示す。

尚、犬は「啞え上げ」または「指示」を行った位置で、冷静に待機していなければならない。発見時、物品を「啞えて伏せる」犬については「伏臥」指示を一度与えても良い。しかし、指導手は犬に「マテ」などの、その場に留まるような指示を与える行為は減点対象とする。

リードが樹木等の障害物にかかり、犬が進行できない時は、審査委員の承諾を求めてこれを脱し、起点と同じ要領で再び発進させる。引き続き作業を行なうが、リードが伸びきるまではスタートと同じ要領とし、伸び切った後は、全てリードを持たずに、後方からその距離を保ちつつ追従する。(第二物品を発見した際の対応も同様)

指導手は最終コーナー(7屈折目)にて停止し、犬が最終物品を犬が「啞え上げる」または「指示」など、確実な動作を示したならば、指導手は審査

委員の指示なしで、犬のもとへ行き発見した物品を高く上げて、審査委員に犬が最終物品を発見したことを示す。尚、犬は「啞え上げ」または「指示」を行った位置で、冷静に待機していなければならない。発見時、「物品を啞えて伏せる」犬については「伏臥」指示を一度与えても良い。しかし、指導手は犬に「マテ」などの、その場に留まるような指示を与える行為は減点対象とする。その後、審査委員のもとへ行き作業終了を報告し、物品を全て(4個)提示し作業を終了する。

⑤作業制限時間

作業開始より5分とする。

※物品発見時の申告と違う行為。物品ごとに「啞え上げ」及び「指示」の両方を実行することは誤りであります。

※追求開始時や途中物品発見後の再スタートにおいて、リードでショックを与えるような補助的行為や、犬に負荷を与える行為は減点対象であります。

※本足跡よりの離脱範囲は追求リード分(10m)とし、この制限を超えた場合、追求作業を中止とする。また、逸脱する犬を指導手が引き止めようとした場合、審査委員は犬に追従するよう指示し、この指示に従わない場合や作為的誘導や指示は大きく減点、或いは追求作業を中止とする。

2.臭気選別(10点) 選別態度を含む

1回3点+3点+3点+1点(作業態度)=10点

1頭につき同一人の原臭(布片)にて3回実施する。(原臭は布片の移行臭)

臭気付けは、約24時間着衣した肌着1枚に対し、布片100枚(約5日間)の移行臭とする。

臭気選別台は牡、牝、シーズン犬に分けて1ヶ所で行う。選別台上に配置した誘惑臭物品の中から1個の本臭物品を持来させるもので、出発点と選別台との距離は10mとする。

作業時間は開始の指示があってから1分とする。(1個の本臭物品を4個の誘惑物品(2名の誘惑臭)の中から本臭物品を選別持来させる)

II.服従課目

休止 10点 遠隔指導 50点

脚側行進 30点 持来 10点 合計 100点

1. 休止 (10点)

①時間(服従作業時間)

②銃声確固性

③作業要領

指導手は脚側行進で犬を伴い、休止位置についた後、指示によって休止を命じ、常歩で犬の方を顧みることなしに定められた遮断下に隠れる。

④採点

規定時間中、沈着かつ確実に休止するものとし、銃声等の誘惑にて逸走した場合は減点とする。

2. 紐無し脚側行進 (30点)

①作業は声符のみとし視符を用いてはならない。

②歩度、及び付随課目

常歩、速歩、停座、伏臥、立止、招呼等。

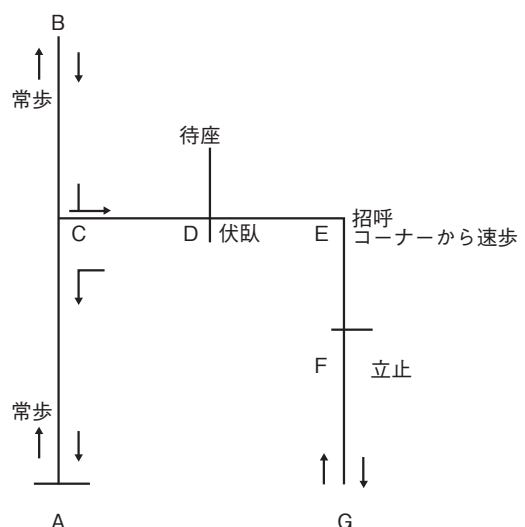
(行進中の諸動作は歩度を変えることなく行う。)

③銃声確固性テスト

作業中、銃声確固性を行う。

④作業要領

紐無し脚側行進コース概要



指導手は犬を伴い指定場所につき、犬に脚側停座させ引き紐を外し、紐を肩にかけるか、たすきがけにする。審査委員にゼッケン番号、犬名、指導手名を申告する。

審査委員の指示により出発点Aに行き、脚側停座させ、指示により出発、常歩脚側行進でBまで行き、折り返し、Cで直角に曲がりDで指導手は歩度を変えることなく、停座を命じ、指導手は常歩でEまで行き、「回れ右」をして、犬と対面し、審査委員の指示により犬を招呼する。犬が指導手の直前に確実に停座したならば、約3秒後に審査委員の指示により脚側停座をさせる。（この時、犬は指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座してもよい。）

引き続きEでFの方を向いて脚側停座して待機する。審査委員の指示により、Eより速歩で進み、Fで指導手は歩度を緩めることなく、犬に立止を命じ、指導手はGまで行き、「回れ右」をして犬と対面し、停止する。審査委員の指示により、速歩で犬のもとに戻り、審査委員の指示により脚側停座させる。停座したならば犬を伴って反転し、Eの方を向いて、速歩で進み、Dで指導手は歩度を緩めることなく、犬に伏臥を命じ、Cまで行き、「回れ右」をして、犬と対面し、停止する。審査委員の指示により速歩で犬のもとに戻り、審査委員の指示により脚側停座させる。その後、審査委員の指示により速歩で出発点Aに戻り、反転し、停止する。指導手が停止したならば、犬は命令なく即座に脚側停座を行い、作業を終了する。

＊注：指導手は出発時と停座中の方向変換（E～F）、並びに停座中の反転（F地点）のみ声符「アトエ」等を与えることが許される。

立止の状態の時に、銃声確固性を行うが、動揺する犬は減点し、逃走する犬は以降の脚側行進作業を中止とする。

3. 持来（10点）

①作業は声符のみとし視符を用いてはならない。

②ダンベルの重さ、及び投てき距離

ダンベルは、木製の2kgの重量とする。投てき距離は約8mとする。（白線にて表示する）

③要領

犬を伴いダンベルを持ち、先の出発点AでEの方向を向いて基本姿勢をとる。審査委員の指示で投てきし、指示により、「モッテコイ」等の「持来を促す声符」を命じる。犬は迅速にダンベルの所に行き、直ちに咥え上げ、指導手のもとに持来する。（この時、「モッテコイ」等、犬に指示を与える事は禁止する。）犬はダンベルを咥えたまま指導手の直前に正面停座し、これを咥えていなければならない。約3秒後、審査委員の指示により指導手は犬から「ダンベルを受け渡す為」の声符を命じ、ダンベルを受け取り、審査委員の指示により、声符「アトエ」等の「脚側停座を促す声符」を命じ、脚側停座をさせる。（この時、犬や指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い）犬が脚側停座するまで指導手は位置を変えてはならない。

4. 遠隔指導と障碍飛越（50点）

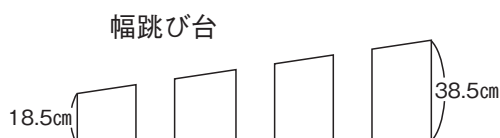
①コース、及び障碍の種類

前進方向変換、及び片道障碍飛越は高さ約1m、幅1.8mの板壁障碍2台、高さ約1.8mの山型板壁1台、幅2m×横3m×高さ約38cmの幅跳び1台、及び立止、停座、伏臥等の動作を行う。

②要領

指導手は、犬の紐を外し（チェーンカラーは着けておいて良い）出発点につき、審査委員の指示により行動をおこすものとし、声視符の乱発は減点する。前進方向変換後、各コーナーに停止させ、停座、伏臥等の動作を行い、次の作業に移る。

（各コースの障碍位置、及び立止、停座、伏臥等は順不同）指導手は最後まで指定地点内にとどまり、犬が制限時間5分を経過しても作業を終らない時、その他審査委員の判断により、コース逸脱が甚だしかった時は、以後の作業を中止させる。各作業中に、犬が障碍物を行き過ぎた場合、又は犬体全部がその障碍物の線を越えたときは、その障碍物の得点は0点とする。



Ⅲ.防衛課目 (100点)

1. パトロール	10点
2. 禁足と咆哮	10点
3. 追捕(ヘルパーの逃走阻止)	15点
4. 禁足から防御	20点
5. 背面護送	5点
6. 背面護送から奇襲	15点
7. ヘルパーの遠距離攻撃阻止	25点
合計	100点

<一般規定>

会場の左右3ヶ所、合計6ヶ所の隠れ場所(以下、テントと言う)が設営される。

作業に必要な会場地面上のマーキングは指導手、審査委員及びヘルパーが目視可能な形で付けられる。

IPO規定に準じ、パトロール以外の指示は声符のみとする。

ヘルパーは、片袖の防御衣を着用し、ソフト鞭は利き腕に持ち、ヘルパーは常に犬の動きを把握する。禁足場面において必要に応じ犬を刺激することなく位置を変える事が許される。ヘルパーは防御片袖で身の安全を守ることが出来る。防衛ヘルパーからソフト鞭を取り上げる方法は指導手に委ねられる。

<各マーキング> 例年通りとする。

- * 「禁足、咆哮」実施中の犬を呼び寄せる指導手の静止位置
- * ヘルパーの追捕開始位置と終了地点
- * ヘルパーの逃走阻止における犬の待機地点
- * 遠距離攻撃における指導手と犬の待機地点

(1) パトロール (10点)

<使用声符>

「パトロール」「呼び寄せ」を促す、各一声符
「犬名」と「呼び寄せ」の連結兼用も可とす

る。例えば「〇〇、来い」等。

<実施要領>

指導手は犬を紐無しで“パトロール出発点”に行き、基本姿勢をとる。審査委員の指示でパトロールを開始する。

指導手は犬に「パトロールを促す声符」と左右何れかの腕による指符で(この動作は1テントごとに繰り返すことが可能)、犬は目標を定めた態度で指示されたテントへ最短距離で向かい、出来るだけ小回りで注意深くテントを廻る必要がある。

テントを廻り終えたら「呼び戻しを促す声符」で呼び寄せ、犬の動きを止めることなく、新たに「パトロールを促す声符」で次のテントに向かわせる。

犬がパトロールを実行中、指導手は中央線上を歩いて進み、左右に動いてはならない。

犬は常に指導手の前方を走り、最終テントに犬が到達した時点で、指導手は速やかに立ち止まり、その後は声指符の使用は一切認められない。

(2) 禁足と咆哮 (10点)

<使用声符>

「呼び寄せ」「基本姿勢」を促す、各一声符

「呼び寄せ」と「基本姿勢を促す」声符は連動して使用する。

例:「コイアトエ」

(犬が手元に来てから「アトエ」は間違い)

<実施要領>

犬はヘルパー発見次第、集中した禁足と、継続的な咆哮を積極的に実行しなければならない。犬はヘルパーに接触したり、咬捕してはならない。咆哮開始から約10秒後、審査委員の指示で指導手はテントから5歩の静止位置まで進み、新たな審査委員の指示で指導手は連動した命令で犬を呼び寄せ、基本姿勢をとる。

審査委員の指示で指導手はヘルパーにテントから出てくるように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。

ヘルパーが移動中、犬は冷静な状態で、正確な位置において注意深く、基本姿勢を続けなければならない。

(3) 追捕(ヘルパーの逃走阻止) (15点)

<使用声符>

「脚側行進」「伏臥」「防御(阻止または前進、前へ)」「咬捕中止」を促す各一声符

<実施要領>

審査委員の指示で指導手はヘルパーにテントから出て来るように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。審査委員の指示で指導手と犬は脚側行進にて待機位置に移動する。指導手と犬は待機位置で「伏臥」の指示前に基本姿勢をとる。続いて「伏臥」の命令で犬は即座に反応して伏せる。ヘルパーを冷静な態度と集中力のある監視態度で注視する。ヘルパーと犬との距離は5歩と設定される。

指導手は監視を続けている犬を残しテントに戻り、犬とヘルパー、審査委員の位置を常に確認する必要がある。審査委員の指示で、ヘルパーは逃走を図る。ヘルパーが逃走したと同時に、指導手は「防御を促す声符」を犬に命令する。犬は躊躇なく効果的に逃走阻止行動を実行し、存在感ある力強い咬捕で効果的に逃走を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査委員の指示でヘルパーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

また、ヘルパーの逃走に際し、犬が伏臥待機状

態のままである。または、約20歩以内に追捕出来ない、或いは咬捕を持続出来ない場合には作業を中止とする。

(4) 禁足から防御 (20点)

<使用声符>

「咬捕中止」「基本姿勢」を促す、各一声符

<実施要領>

約5秒間の監視後、審査委員の指示でヘルパーは犬に対し攻撃を仕掛ける。犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。

尚、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。犬が咬捕を実行した後に、ヘルパーはソフト鞭による精神的負荷テストを2回実行する。負荷テストは肩部とキ甲部のみ限定して行われる。この間、犬は動じることなく、深く力強く、継続的な咬捕を実行しなければならない。審査委員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査委員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き(犬が停座していても)、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。この時、ソフト鞭はヘルパーから取り上げない。

(5) 背面護送 (5点)

<使用声符>

「脚側行進」を促す、各一声符

例:「アトエ」「トランスポート」など

＜実施要領＞

「禁足から防御」の基本姿勢から引き続き、審査委員によって指示された約30歩の背面護送を実施する。指導手はヘルパーに対し前方を歩くように命じる。犬と指導手はヘルパーの約5歩後方を脚側行進する。犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。この5歩の間隔は背面護送終了まで厳守されなければならない。

(6) 背面護送から奇襲 (20点)

＜使用声符＞

「咬捕中止」「基本姿勢」「脚側行進」を促す各一声符

＜実施要領＞

背面護送中、審査委員の指示でヘルパーは止まることなく突然反転し、犬を奇襲する。

犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。犬が防御の為に咬捕を実行すると同時に指導手は、その場に立ち止まる。

審査委員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

ヘルパーが静止すれば咬捕を放し禁足する。中止命令を与える際には、指導手は位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査委員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き(犬が停座していても)、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。この時、ヘルパーからソフト鞭を取り上げる。取り上げるタイミングは任意とする。犬が監視中または基本姿勢命令後、或いはヘルパーを後ろに下げて

側面護送前に受け取る。続けてヘルパーを伴い審査委員へ引き渡すための、約20歩の側面護送を行う。その際、犬に「脚側行進」または「トランスポート」の命令を与えることが許可されている。犬はヘルパーと指導手の中央に位置するよう、ヘルパーの右側面を行進する。その際、ヘルパーと接触行為、飛びつく行為や咬捕をすることなく、犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。審査委員の前で側面護送を停止する。犬は指示なしで基本姿勢を行う。ソフト鞭を審査委員に渡し、第一作業の終了を伝える。

(7) ヘルパーの遠距離攻撃阻止 (25点)

＜使用声符＞

「脚側停座」「防御」「咬捕中止」「基本姿勢」「脚側行進」を促す、各一声符

＜実施要領＞

審査委員の指示で指導手と犬は、3番テントと4番テントの中間地点にマーキングされた待機地点(ヘルパーとの正面での距離は40歩)に移動する。移動中の脚側行進は嬉々とした集中力ある態度で実行される必要がある。待機地点に到達したら、向き直り「基本姿勢を促す」声符で犬に基本姿勢を取らせる。指導手はヘルパーに向かって真つすぐに、落ち着いた状態を保ちながら、基本姿勢を維持している犬の首輪を持つことが認められるが、犬の興奮を掻き立てる行為は禁止されている。審査委員の指示でソフト鞭を持ったヘルパーは、テントから出て速歩にて中央ラインに向かう。中央ラインに到達したヘルパーは止まることなく、方向変換して犬と指導手に対し正面から突進し、大声をあげて威嚇する。その直後、審査委員の指示により指導手は犬に「防御を促す声符」を命じて発進させる。指導手は犬を発進させた後は、その位置から移動してはならない。

犬は怯むことなくヘルパーに立ち向かい、存在感ある力強い咬捕で効果的に攻撃を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査委員の指示でヘル

パーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査委員の指示により、指導手は常歩で直接犬のもとへ行き(犬が停座していても)、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。

この時、ヘルパーからソフト鞭を取り上げる。
取り上げるタイミングは任意とする。犬が監視中または基本姿勢命令後、或いはヘルパーを後ろに下げて側面護送前に受け取る。続けてヘルパーを伴い審査委員へ引き渡すための、約20歩の側面護送を行う。その際、犬に「脚側行進」または「トランスポート」の命令を与えることが許可されている。犬はヘルパーと指導手の中央に位置するよう、ヘルパーの右側面を行進する。その際、ヘルパーと接触行為、飛びつく行為や咬捕をすることなく、犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。審査委員の前で側面護送を停止する。犬は指示なしで基本姿勢を行う。ソフト鞭を審査委員に渡し、防衛作業の終了を伝える。指導手は審査委員の指示によりヘルパー静止位置より5歩離れた地点まで脚側行進を行い、静止後基本姿勢で犬にリードを装着する。審査委員の指示でヘルパーは退場する。この後、審査委員より審査結果の講評を聞く。

注3.「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

注1. 噛まない犬、鞭攻撃に怯む弱い犬に対しては審査委員の判断により作業を中止させる。

注2. ヘルパーの逃走に際し、犬が伏臥待機状態のままである。または、約20歩以内に追捕出来ない、或いは咬捕を持続出来ない場合には作業を中止とする。